

農地中間管理事業に関する意見書

令和5年6月21日

福島県農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第6条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

1 各地域の状況を踏まえた事業の推進について

県全体として、担い手への農地集積率が年々伸びており、それに占める農地中間管理事業の割合も増加していることは評価できる。

ただし、本県は地域ごとに営農形態に特色があり、農地中間管理事業の活用状況にも地域間格差があるため、それらを踏まえた事業の推進や集積率の示し方等を更に検討していくこと。

2 実効性のある地域計画の策定に向けて

地域計画の策定に当たり、農地中間管理機構は、現地駐在員である地域マネージャー及び市町村コーディネーターが、作成主体である市町村のみならず、農業委員会、県農林事務所、JA、土地改良区等関係機関と十分に連携を図り、各地域の状況を踏まえた話合いの場のコーディネート及び策定に向けての情報提供などの支援を行っていくこと。

その際、特に以下の視点に留意しながら推進すること。

(1) 地域計画には、耕作者の意見が十分に反映されるようにすること。

また、地域の状況に応じて、地域外の担い手も、話合いの場に積極的に参画できるようにすること。

(2) 10年後、20年後の将来を見据えて、意欲ある経営体を農業を担う者として位置づけるとともに、新規就農者を含めた新たな参入者の確保、育成にも配慮すること。

(3) 集積だけでなく、団地化が図られるよう、農地の利用調整について支援を行うこと。

3 賃料未払案件への対応について

契約件数の増大に伴い、賃料の未収のみならず、未払案件の増加が想定されるため、今後も引き続き、市町村等関係機関と連携しながら、解消に向け丁寧に対応していくこと。

4 不適切な事案への対応について

契約事務手続の適正な執行について、市町村等関係機関に対し、今後も引き続き、各種会議の場等、機会を捉え周知徹底し、再発防止に努めること。

また、農地中間管理機構として、リスク管理意識を高めていくこと。